

第 1 2 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和 5 年 1 2 月 2 7 日 (水) 午後 1 6 時 0 0 分 午前 1 6 時 3 0 分
2 場 所	竹原市民館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	
推進委員	建山推進委員、原 一馬推進委員、 大藤推進委員、増田推進委員、 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原 潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
4 説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第 6 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 6 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 6 4 号 農地法第 5 条の規定による許可を受けた土地における履行延期承認 申請について 議案第 6 5 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 6 6 号 非農地証明申請について 報告第 1 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 報告第 1 9 号 利用権（農用地利用集積計画）の解約について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和 5 年第 1 2 回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1 番宮崎委員を指名いたします。 それでは、日程第 1、議案第 6 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、東野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 1,162 m²です。 申請の事由は、自宅隣接農地で経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、柿、栗、いちじくを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から北西へ約 300m 付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、西野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 632 m²です。 申請の事由は、経営規模を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、水稻を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、西野集会所から南西へ約 1500m 付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 それでは、日程第2、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番から3番については関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、東野町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,636 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 2番の申請地は、東野町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,008 m²です。 太陽光発電設備の資材搬入路の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定し、令和6年5月31日まで一時転用するものです。一時転用終了後には農地に復旧します。 3番の申請地は、東野町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,912 m²です。 太陽光発電設備の資材搬入路の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定し、令和6年5月31日まで一時転用するものです。一時転用終了後には農地に復旧します。 いずれも、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から北へ約250m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 2番及び3番の農地は、太陽光発電設備の資材搬入路として適地である認められ、一時転用終了後には農地に復旧されるため、一時転用を認めても良いと考えます。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に４番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の２ページ、参考資料の３ページをご覧ください。 ４番の申請地は、吉名町〇〇の１筆、地目は畑、面積は計 12 ㎡です。 自宅進入路を拡幅する用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第２種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北西へ約 1,000m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に５番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の３ページ、参考資料の４ページをご覧ください。 ５番の申請地は、新庄町〇〇の１筆、地目は田、面積は 1,382 ㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第２種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った田中委員から補足説明をお願いします。
田中 推進委員	申請地は、荘野小学校から北東へ約 1,500m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 6 4 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1 番から 4 番については関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 5～13 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、西野町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,520 m²です。 2 番の申請地は、西野町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,338 m²です。 3 番の申請地は、西野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 92 m²です。 4 番の申請地は、西野町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 761 m²です。 1 番から 4 番までの土地については、それぞれ令和 4 年 10 月 25 日付け指令竹農委第 5-4-38 号、第 5-4-39 号、第 5-4-40 号、第 5-4-41 号で許可を受けた土地について、工事計画の履行期限を令和 5 年 10 月 24 日までから令和 6 年 10 月 25 日までに延期するものです。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 4、議案第 6 5 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 14 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 1,450 m²、対象人員は、貸し手が 1 人、借り手が 1 団体です。 内容につきましては、参考資料 14 ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和 5 年 12 月 28 日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 5 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 5、議案第 6 6 号「非農地証明申請について」を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6～7 ページ、参考資料の 15 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、西野町〇〇、〇〇・〇〇の合併、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、田万里町〇〇の計 20 筆、地目は田が 15 筆、畑が 5 筆、面積は計 5,859.91 m²です。 昭和 59 年頃に祖父が耕作しなくなって以降、耕作しておらず、現在山林状態になっています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は西野集会所から北西へ約 450m 付近にあります。 現地確認時、既に山林状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に、2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 16 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、下野町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 373 m²です。 大正 14 年 12 月 5 日に家を建てて以降、隣接地である当該農地を庭敷地として現在まで使用しています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居委員から補足説明をお願いします。
土居 委員	申請地は大井地域交流センターから南西へ約 200m 付近にあります。 現地確認時、既に庭敷地として使用されていました。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に、３番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の７ページ、参考資料の１７ページをご覧ください。 ３番の申請地は、新庄町〇〇の１筆、地目は田、面積は３３㎡です。 昭和４８年頃に隣接地に家を建てた際に、狭かった自宅への進入路を広げ、現在に至るまで進入路として使用しています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った田中推進委員から補足説明をお願いします。
田中 推進委員	申請地は荘野小学校から北東へ約７００ｍ付近にあります。 現地確認時、既に自宅への進入路として使用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に、４番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の７ページ、参考資料の１８ページをご覧ください。 ４番の申請地は、高崎町〇〇、〇〇の計２筆、地目はいずれも畑、面積は計４７５㎡です。 平成４年１２月頃から耕作しなくなり、現在山林状態となっています。また、当該農地の一部は既に広島県が平成４年に高崎地区急傾斜地崩壊対策事業として工作物を設置しています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地はピースリーホームバンブー総合公園から南東へ約９００ｍ付近にあります。 現地確認時、既に山林状態となっていました。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に、日程第6、報告第18号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の8ページ、参考資料の19～23ページをご覧ください。 令和5年11月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は12件、筆数は田22筆、畑17筆の計39筆、 面積は計22,364.98㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の19～23ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第7、報告第19号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の9ページ、参考資料の24ページをご覧ください。 今回利用権解約の通知があった面積は5,010㎡、 対象人員は、貸し手が1人、借り手が1人です。 賃貸人、賃借人の両名から、賃貸借の合意解約が令和5年11月21日に成立した旨の通知書を受領しております。 詳細につきましては参考資料の24ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
	（一般報告や協議事項等）
議 長	以上をもちまして、令和5年第12回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月27日

議 長 祐本 征武

署名委員 宮崎 信之